

令和2（2020）年度 奨学金等制度ガイド

○奨学金・就学支援金とは

奨学金とは、進学に必要な能力と意欲をもつ子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性などにあった進路を自由に選択できるよう経済的に支援していく制度です。奨学金には、給付型、貸与型など様々な制度（P1～P3参照）があります。

就学支援金は、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。また、大阪府では、国公立高校と同様に大阪府内の私立高校等についても、自由に学校選択できる機会を保障するため、私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。（P3～P4参照）

高等学校等へ進学のための主な奨学金等制度（概要）

1 大阪府「奨学のための給付金」・大阪市奨学費（給付型）

名称及び問合せ先		資格	格	給付額等												
大阪府 国公立 高等学校等 「奨学のための給付金」 ・府民お問合せセンター ビデオライン 電話（06）6910-8001 ・大阪府教育庁 【公立】施設財務課 【私立】私学課 奨学のための給付金担当 電話（06）6941-0351（代表）		毎年7月1日時点において、次の①～④の要件を、全て満たしていること	1 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	<table><tr><td>国公立</td><td>全日制・定時制・通信制</td><td>32,300円</td></tr><tr><td>私立</td><td>全日制・定時制・通信制</td><td>52,600円</td></tr></table>	国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円	私立	全日制・定時制・通信制	52,600円						
国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円														
私立	全日制・定時制・通信制	52,600円														
支給決定された場合		① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること	2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の生徒で③に該当しない場合	<table><tr><td>国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>84,000円</td></tr><tr><td></td><td>通信制</td><td>36,500円</td></tr><tr><td>私立</td><td>全日制・定時制</td><td>103,500円</td></tr><tr><td></td><td>通信制</td><td>38,100円</td></tr></table>	国公立	全日制・定時制	84,000円		通信制	36,500円	私立	全日制・定時制	103,500円		通信制	38,100円
国公立	全日制・定時制	84,000円														
	通信制	36,500円														
私立	全日制・定時制	103,500円														
	通信制	38,100円														
○公立 保護者等の指定口座に振込を行います。（12月末を予定）	② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること	③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと 大阪府外の高等学校等も対象です。 なお、休学者が当該年度の3月1日までに復学した場合は、給付対象となります。	3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が（a）（b）のいずれかに該当する場合 ※ （a）兄・姉が高等学校等に在学する場合 （b）兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	<table><tr><td>国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>129,700円</td></tr><tr><td>私立</td><td>全日制・定時制</td><td>138,000円</td></tr></table>	国公立	全日制・定時制	129,700円	私立	全日制・定時制	138,000円						
国公立	全日制・定時制	129,700円														
私立	全日制・定時制	138,000円														
○私立（大阪府認可校） 学校口座へ振込（代理受領）の後、学校から保護者等口座へ振込が行われます。（1月頃を予定）	④ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること 平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編入入学している生徒を含みます。	※児童養護施設に入院している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合はこの給付金の対象とはなりません。 ※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に於いて奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。	※通信制は、2と同額 ※1 働いていないこと、（収入が扶養の範囲内の方は除く） ※2 年齢及び扶養者の別は、申請年度の7月1日時点で判断します。また、扶養者は健康保険証の組合員が保護者等（親権者）であることが必要です。 ※3 当該兄弟姉妹は申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。養子縁組していない再婚相手や祖父母等、申請者（親権者）以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。													
○私立（大阪府認可校以外） 保護者等の指定口座に振込を行います。（1月頃を予定）	※生徒が在学する学校の授業料以外の徴収金（納付金）に未納又は未収分がある場合は給付金を充当して相殺します。	記載の内容は令和2年度の概要です。 令和3年度は、変更になることがあります。	○奨学費支給上限額（年額） 第1学年に属する生徒 （当該年度中に入学した者に限る） 上記以外の生徒	<table><tr><td></td><td>107,000円</td></tr><tr><td></td><td>72,000円</td></tr></table>		107,000円		72,000円								
	107,000円															
	72,000円															
大阪市奨学費		経済的理由のために、高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く）への修学が困難な生徒で、毎年7月1日現在、以下の全ての要件を満たしていること	○大阪府高等学校等奨学のための給付金の支給要件を満たす場合、同給付金を控除した金額が支給上限額となります。 ※大阪府以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整を行います。 ○申請時期 在学する高等学校等を通じての申請となります。 6月初旬～7月1日まで ○請求に際しては、領収書等の原本が必要となります。													
大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 （就学支援グループ） 電話（06）615-7641 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000308343.html		① 高等学校等に在学する生徒 ② 本市の区域内に住所を有する生徒 ③ 市民税非課税世帯（生活保護世帯は除く）に属する生徒、または児童養護施設入所者及び里親に委託されている生徒 ④ 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒														

2 大阪府育英会 (貸与型)

名称及び問合せ先	資格	貸与額等
大阪府育英会奨学金貸付 ・(公財) 大阪府育英会採用貸付課 電話(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp	保護者が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望し、又は在籍する生徒 【所得基準】 ① 入学時増額奨学金資金 ・国公立・私立とも 道府県民税所得割額+市町村民税所得割額 257,500円未満(年収めやす 590万円未満) ② 奨学金資金 ・国公立 道府県民税所得割額+市町村民税所得割額 418,500円未満(年収めやす 800万円未満) 道府県民税所得割額+市町村民税所得割額 578,500円未満(年収めやす 1,000万円未満) ※年収めやすは、保護者、子ども2人(高校生1人と中学生1人)の4人世帯の場合の一例です。	【貸付限度額】 ① 入学時増額奨学金資金(無利子) ・国公立…………… 5万円以内 ・私立…………… 25万円以内 (通信制は15万円以内) ② 奨学金資金(無利子) ・国公立・私立とも(年収めやす800万円未満) 授業料実質負担額(※)+その他教育費10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は10万円) ※ 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額 ・私立のみ(年収めやす800万円以上1,000万円未満) (授業料実質負担額の範囲内で24万円を上限) 【申請時期】 ・予約募集(奨学金・入学時増額奨学金とも) 中学3年の9月上旬頃～で各中学校が定める期間 ・在学募集(奨学金のみ) 5月中旬～6月上旬頃で各高校等が定める期間

記載の内容は、令和2年度入学生を対象とした貸付内容です。令和2年7月から就学支援金制度が変更されることに伴い、今後変更となる場合があります。

3 その他の奨学金等 貸付制度(主なもの)

名称及び問合せ先	資格	貸与額等
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyu.or.jp/skinbu/index.html ※申請は各区社会福祉協議会へ	① 大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること) ② 他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 (他の制度による貸付が可能な場合は、他の制度を優先して活用していただくことになります。)	○教育支援費(月額)(無利子) 高校…………… 35,000円以内 専修学校(高等課程)…………… 35,000円以内 高専…………… 60,000円以内 ○就学支度費(無利子)…………… 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申込む必要があります。 ◎事前相談が必要です。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 大阪市こども青少年局 こども家庭課 電話(06)6208-8034 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000374045.html	ひとり親家庭の母又は父、寡婦及びその扶養する子、父母のいない20歳未満の子 ※連帯保証人が必要です。 ※入学金等を納付済の場合は、就学支度資金の貸付対象とはならないので、ご注意ください。 ※大阪府育英会の奨学金等との併給は、原則としてできません。	○修学資金(月額)(無利子)自宅通学、一般分 高校…………… 27,000(45,000)円以内 高専(1～3年)…………… 31,500(48,000)円以内 " (4,5年)…………… 67,500(79,500)円以内 ○就学支度資金(入学時のみ)(無利子) 高校・高専…………… 150,000(410,000)円以内 ※金額は国公立、()内は私立 ◎大阪府育英会等との併用については、上限月額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります。 ◎必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ◎事前相談が必要です。
※詳細や問合せは各区役所 保健福祉センター福祉業務担当へ 交通遺児育英奨学金 (公財) 交通遺児育英会 電話(0120)521286 https://www.kotsuij.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生 (申込時25歳までの人)	○奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ○入学一時金(無利子、1年生のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 https://www.ashinaga.org/	保護者等が、病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、又は著しい障害(1～5級)を負い、教育費に困っている家庭の生徒・学生	○奨学金(月額) 高校・高専 (貸与部分無利子) 国公立…………… 45,000円(内:貸与2万5千円・給付2万円) 私立…………… 50,000円(内:貸与3万円・給付2万円) ○入学一時金(無利子貸与、予約採用者に限る) 私立のみ…………… 300,000円

3 その他の奨学金等 貸付制度(主なもの)

名称及び問合せ先	資格	貸 与 額 等
日本政策金融公庫 (国の教育ローン)	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること	○融資限度額 350万円以内 ○貸付利率 年1.70%(令和2年5月現在) ○返済期間 15年以内(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収200万円(所得122万円)以内の方については18年以内)
日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 https://www.jfc.go.jp/	子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 ……790万円(590万円) 2人 ……890万円(680万円) 3人 ……990万円(770万円) 4人以上…コールセンターにお問い合わせください。	◎融資にあたっては審査があります。
ヒューマンリソースおおさか 高校入学準備資金融資	※子どもの人数が2人以内で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。 高校等に進学を予定している生徒・保護者で、市町村等の進路相談窓口の相談を受けた方 ※大阪府育英会の入学時増額奨学金の採用候補者で、貸付時期までのつなぎ資金について、他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要です。	○融資限度額 60万円以内 ○貸付利率 年1.70%(令和2年5月現在) 日本政策金融公庫の利率に準ずる ◎融資にあたっては審査があります。
◎直接の申し込みはできません。 P4奨学金等制度についての相談窓口にお問い合わせください。 ※大阪市外の方は、居住地の市町村等の相談窓口または大阪府教育庁へお問い合わせください。		

授業料等について

○ 公立高等学校の授業料等について

課程	入学検定料 (1)	入学料 (2)	授業料 (3)	学校諸費等 (4)
全日制	2,200円	5,650円	118,800円(月額9,900円)	学校・課程等で異なり ます
定時制	950円	2,100円	32,400円(月額2,700円)	
通信制	800円	500円	1単位あたり月額330円	

- (1) 入学検定料は、出願前に納付が必要です。
 (2) 入学料は、入学許可日(合格発表日)以降の学校が指定する日までに納付が必要です。
 (3)(4) 授業料と学校諸費は、3か月分ずつ年4期(4月、7月、10月、1月)に分けて納入します。
 ただし、授業料については、次の高等学校等就学支援金の認定を受ければ無償となります。

○ 国の「就学支援金」について

高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」)は、保護者等の所得等が要件を満たす生徒の授業料を国が生徒に代わって負担し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済の必要はありません。なお、就学支援金制度は授業料のみが対象です。学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

1 資格要件

- ① 生徒が日本国内に住所を有し、次の高等学校等に在学していること(国立・公立・私立は問いません)
 ② 次の計算式(保護者合算)により算出された所得判定基準額が、304,200円未満
 (年収めやす910万円未満)であれば、118,800円が支給されます。

所得判定基準額 = 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
 ※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

- ・私立高校等には加算があります。所得判定基準額が154,500円未満(年収めやす590万円未満)で、最大396,000円が支給されます。
 ・年収めやすは、保護者のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合です。

2 支給額(令和2年度 全日制の場合)

限度額(年額)	～396,000円	～118,800円	～118,800円
年収めやす	590万円未満	910万円未満	910万円未満
所得判定基準額	154,500円未満	304,200円未満	304,200円未満

○大阪府の私立高等学校等の授業料無償化制度について

大阪府では、国公立高校と同様に、大阪府内の私立の高校や高等専修学校等についても、国の「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料を実質無償化する制度を実施しています。（入学金や教科書代、修学旅行積立金などの授業料以外の納付金は支給対象外です）

1 概要 平成31年(2019)年度以降の入学生

（授業料が60万円の学校の場合）

所得判定基準額 （保護者合算） ※1	年収のめやす	保護者の授業料負担年額		
		子ども1人 の世帯	子ども2人 の世帯 ※2	子ども3人以上 の世帯 ※2
～154,500円未満	590万円未満	無償	無償	
154,500円～251,100円未満	800万円未満	20万円 ※3	10万円 ※3	無償
251,100円～304,200円未満	910万円未満	481,200円 ※4 ※5	30万円 ※4	10万円 ※4

※1 所得判定基準額＝市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

・政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※2 保護者に扶養されている子どもであること

※3 19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学・短大・高等専門学校・専修学校（専門課程）在学者に限ります。

※4 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※5 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。

（授業料が65万円の学校の場合→上記負担額＋5万円）

（授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。）

（授業料が58万円の学校の場合→保護者負担461,200円）

2 資格要件

①生徒及び保護者（親権者全員）が、大阪府内に住所を有していること※1

②「私立高校生等就学支援推進校」に指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること※2

③就学支援金を受給していること※3

④保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること

※1 保護者のいづれかが、勤務先の命令による単身赴任で、やむをえず住民票を他府県に移している場合、辞令の写し等を提出することにより、大阪府内に在住とみなす場合があります。

※2 「私立高校生等就学支援推進校」とは、高校生等の就学支援に積極的に協力する私立高等学校や高等専修学校等で大阪府教育長が指定します。

※3 保護者等が海外に在住しているため、市町村民税の課税情報を証明する書類が提出できない場合は、国の就学支援金の加算支給分と府の授業料支援補助金は支給されません。

3 留意事項

①就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、全て在学している私立高等学校等で行います。

②面制度とも必要な手続きが終了したのち、在学している私立高等学校等に振り込まれます。

③支援の対象となる場合でも、私立高等学校等への振込み前に納期が到来する授業料は、一旦納付する必要があります。（授業料の納付が困難な場合は、在学する私立高等学校等に相談ください）

○授業料等についての問合せ窓口

- ・在学（進学する）高等学校等の事務室
- ・府民お問合せセンター（ピピっとライン） 電話 (06)6910-8001
- ・大阪府教育庁
- 【公立】施設財務課 就学支援金担当
- 【私立】私学課 高等学校等就学支援金担当
- 電話 (06)6941-0351(代表)

○奨学金等制度についての相談窓口

- 大阪市教育委員会 学校運営支援センター
- 事務管理担当 就学支援グループ
- 電話 (06) 6115-7651
- ・電話相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:30
- ・個別専門相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00
- ※ 個別専門相談は事前連絡（予約）のうえ、お越しください。